農業振興地域制度、農地転用許可制度等について

農林水産省

目 次

•	農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要	P 1
•	農業振興地域制度の概要 一農振法一	P 2
	農地転用許可制度の概要 一農地法一	P 3
	農地転用許可と農振法の開発許可の概要	P 4

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

農業振興地域制度 〈農業上の土地利用のゾーニング〉 農振法 農業振興地域 (都道府県が指定)

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域

農用地区域

(市町村の農業振興地域整備計画で設定)

農業上の利用を図るべき土地の区域

(転用禁止)

農振白地地域

農業振興地域外

農地転用許可制度 〈個別転用を規制〉 農地法

許可権者。

<u>都道府県知事又は指定市町村の長</u> (4ha超は農林水産大臣に協議)

(※)第5次地方分権改革一括法による改正農地法の施行日(平成28年4月1日)以降の許可権者等を記載

不許可

I 原則不許可

[第1種農地]

- •集団農地
- •土地改良事業対象農地 等

Ⅱ │ Ⅲに立地困難な場合に許可

[第2種農地]

・土地改良事業の対象となっていない 小集団の生産力の低い農地 等

Ⅲ │原則許可

[第3種農地]

・市街地にある農地 等

市街化区域:届出制



(生産性の高い優良農地)



「小集団の未整備農地」



市街地近郊農地



市街地の農地

農業振興地域制度の概要 ー農振法ー

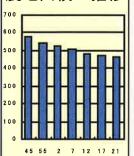
目的:農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。

課題

日本の農地面積は 宅地等への転用や 耕作放棄等により 年々減少。

食料供給力の低下が懸念。

農地面積の推移



農地は農業生産の最も基礎的な資源。

優良農地を良好な 状態で確保することが重要。



国

農用地等の確保等 に関する基本指針 (面積目標等)



都道府県

農業振興地域 整備基本方針 (面積目標等)

農業振興地域の 指定・変更



が開

市町村

農業振興地域 整備計画

- ○**農用地利用計画** 農用地区域の設定・変更
- 〇農業振興のマスター プラン

公告縱覧 意見提出 異議申出

権利者·地域住民

農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域 として指定した地域

(市町村が農振整備計画を作成)

農用地区域

市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき 土地として設定した区域 [転用原則禁止]

設定要件

- 〇次の土地については農用地区域に設定
- ア集団的農用地(10ha以上)
- イ農業生産基盤整備事業の対象地
- ウ農道、用排水路等の土地改良施設用地
- エ農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
- オその他農業振興を図るために必要な土地

計画達成措置

- 生産基盤整備 等農業施策の 集中的実施
- O 農地集団化等 の交換分合
- 施設の適切配 置等の協定
- 〇 開発行為規制
- 〇 税制優遇措置 等

農業の振興

効果

優良農地

の確保

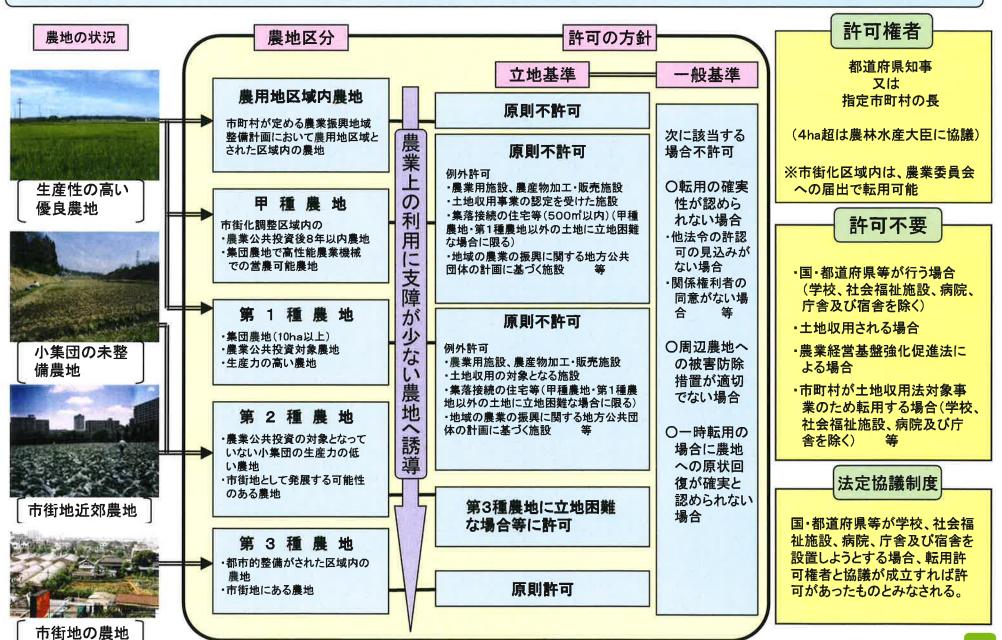
除外要件

- ~農地転用のための農用地区域からの除外~
- 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等 の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
- 〇 上記以外の場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能。
- ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域 以外に代替すべき土地がないこと
- イ農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- エ土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- オ農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

- 農地法による 転用許可制度
- ・農業生産に支障の 少ない農地から順 次転用されるよう 誘導
- ・転用目的実現性を 審査し、投機的な 農地取得を防止

農地転用許可制度の概要 一農地法一

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に 誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



農地転用許可と農振法の開発許可の概要

	農地法による農地転用許可	農振法による開発許可
主な対象	農地	農用地区域内の森林、雑種地等 (開発して農地とする予定の土地)
許可基準	(1) 立地基準(農地法第4条第2項第1号・第2号、第5条第2項第1号・第2号) ① 農用地区域内農地や集団的に存在する農地等の良好な営農条件を備えている農地は、原則不許可。 ② 市街地の区域内等の農地は、原則許可。 ③ ①、②以外の農地は、他に代替する土地がない場合は、原則許可。 (2) 一般基準(農地法第4条第2項第3号・第4号、第5条第2項第3号・第4号) ① 申請に係る用途に供することが確実と認められない場合は、不許可。 ② 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、不許可。	 ○次に該当する場合は不許可(農振法第15条の2第4項)。 (1)農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。 (2)周辺の農用地等において耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。 (3)周辺の農用地等に係る農業用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。